



平成12年1月20日
日本原子力研究所
核燃料サイクル開発機構
日本原子力発電株式会社

原子力事業所安全協力協定を締結

東海村、大洗町、旭村、那珂町および、ひたちなか市に所在する21の原子力事業所は、相互に協力し、各事業所の施設の安全確保と従業員の資質の向上を図るとともに、その施設において緊急事態が発生した場合に、各事業所が相互に協力することを目的として、平成12年1月20日付けで「原子力事業所安全協力協定」を締結した。

平成11年9月30日に発生したウラン加工工場臨界事故を契機として、原子力施設の安全性の向上には、原子力事業所の一層の自主努力と相互協力が必要との気運が高まったことに鑑み、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、日本原子力発電（株）が中核となって、東海、大洗、那珂地域における原子力安全推進体制の整備について検討してきた。

その後、東海村、大洗町、旭村、那珂町および、ひたちなか市に所在する原子力事業所に参加を呼びかけ、協議を進めてきたところ賛同が得られたので、別添のとおり協定を締結した。

今後は、本協定の運用により、参加原子力事業所相互の平常時及び緊急時における安全協力関係のさらなる強化・緊密化に努める。

本件問い合わせ先： 日本原子力研究所 東海研究所 管理部長 河口 雅弘
電話：029-282-5618 FAX：029-282-6111

日本原子力研究所 東海研究所 保安管理室長 野村 正之
電話：029-282-5811 FAX：029-282-5921

以上

別 添 原子力事業所安全協力協定

原子力事業所安全協力協定

(目 的)

第1条

この協定は、東海村、大洗町、旭村、那珂町及びひたちなか市に所在する原子力事業所（以下「事業所」という。）が相互に協力し、各事業所の施設の安全確保と従業員の資質の向上を図るとともに、その施設において緊急事態が発生した場合に、各事業所が相互に協力して対応することを目的とする。

(信義誠実の原則)

第2条

各事業所は、この協定の履行にあたって信義に従い誠実にこれを行なうものとし、前条の活動における各事業所の行為によって生じた損害等については、この協定において別に定めるものを除き、相互に賠償又は補償の責を負わないものとする。

(協力活動の範囲)

第3条

1.この協定に基づき行う協力活動は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 各事業所が行なう自主保安に係る点検協力活動
- (2) 従業員等に対して行う安全教育に係る協力活動
- (3) 安全管理に係る情報等の交換に係る協力活動
- (4) 緊急事態を想定した協力活動訓練
- (5) 緊急事態発生時における協力活動

2.前項第5号に掲げる協力活動は次の各号に掲げるときに行うものとする。

- (1) 発災事業所から協力要請が第5条に規定する安全協力委員会の委員長にあったとき。
- (2) 各事業所の所在する地方自治体から協力要請が安全協力委員会の委員長にあったとき。
- (3) その他第4条第1号に規定する安全協力委員会において決定したとき。

(組 織)

第4条

この協定の目的を達成するために、次の組織を置く。

- (1) 安全協力委員会
- (2) 活動推進幹事会

(3) 緊急事態協力活動本部

(安全協力委員会)

第5条

- (1) 安全協力委員会（以下この条において「委員会」という。）は、協力活動に係る意思決定機関とする。
- (2) 委員会は、各事業所の代表者をもって構成するものとし、委員長1名、副委員長2名を置く。
- (3) 委員長及び副委員長は、各事業所の代表者の互選により選出する。
- (4) 委員長及び副委員長の任期は2年とする。但し、再任を妨げないものとする。
- (5) 委員会の事務局は、日本原子力研究所東海研究所（以下「原研東海」という。）に置く。

(活動推進幹事会)

第6条

- (1) 活動推進幹事会（以下この条において「幹事会」という。）は、前条の委員会の決定に従い、協力活動推進に係る業務を行う。
- (2) 幹事会は、別表に掲げる各事業所の代表者から推薦された者をもって構成するものとし、幹事長1名、副幹事長2名を置く。
- (3) 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選出する。
- (4) 幹事長及び副幹事長の任期は2年とする。但し、再任を妨げないものとする。
- (5) 幹事会の事務局は、原研東海に置く。

(地方自治体等への協力要請)

第7条

第5条の委員長は、その業務の遂行に関し、この協定の目的を達成するため必要と認めるときは、事業所の所在する地方自治体等に対し協力を求めることができる。

(緊急事態協力活動本部)

第8条

- (1) 緊急事態協力活動本部（以下この条において「活動本部」という。）は、発災事業所若しくは地方自治体からの第5条に規定する委員長への協力要請又は同条の委員会の決定に基づき、緊急事態における協力活動に係る業務を行う。
- (2) 活動本部には、本部長1名及び副本部長3名を置く。
- (3) 本部長及び副本部長は、各事業所の代表者から推薦された者の互選により選出する。
- (4) 本部長及び副本部長の任期は2年とする。但し、再任を妨げないものとする。

(協力活動に係る経費等)

第9条

第3条の協力活動に係る経費は、原則として各事業所が負担するものとする。但し、各事業所は、同条第1項第5号の活動に伴う経費及び第三者への補償については発災事業所へ求償することができるものとする。

(細 則)

第10条

この協定の運用に必要な細則については、別に定めるものとする。

(協 議)

第11条

この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの協定に関し疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、安全協力委員会が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第12条

この協定は、平成12年1月20日から効力を生じるものとする。

附 則

この協定は、原子力災害対策特別措置法等の施行に伴い、必要な見直しを行うものとする。

この協定を証するため、本書21通を作成し、下記の事業所の代表者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成12年1月20日

核燃料サイクル開発機構 東海事業所	所 長	岸本 洋一郎
核燃料サイクル開発機構 大洗工学センター	所 長	大和 愛司
財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター	所 長	辻野 毅
原子燃料工業株式会社 東海製造所	所 長	鱒淵 勝
株式会社ジェー・シー・オー 東海事業所	所 長	越島 建三
住友金属鉱山株式会社エネルギー・環境事業部 技術センター	センター長	宮嶋 良樹
第一化学薬品株式会社 薬物動態研究所	所 長	須藤 哲司
東京大学大学院工学系研究科附属 原子力工学研究施設	施設長	中島 尚正
東北大学金属材料研究所附属 材料試験炉利用施設	施設長	松井 秀樹
日揮株式会社 技術開発本部	本部長	井上 和誠
日本核燃料開発株式会社	代表取締役社長	松井 正光
日本原子力研究所 東海研究所	所 長	齋藤 伸三
日本原子力研究所 那珂研究所	所 長	太田 充
日本原子力研究所 大洗研究所	所 長	田中 利幸
日本原子力発電株式会社 東海発電所・東海第二発電所	所 長	岩崎 洋一
日本照射サービス株式会社 東海センター	所 長	吉岡 正年
ニュークリア・デベロップメント株式会社	代表取締役社長	濱田 紘司
放射線医学総合研究所 那珂湊放射生態学研究センター	センター長	中村 清
三菱原子燃料株式会社	代表取締役副社長	武藤 章
三菱マテリアル株式会社 環境・エネルギー研究所	所 長	吉原 恒一
レーザー濃縮技術研究組合東海濃縮実験所	所 長	森岡 昇

活動推進幹事会構成事業所一覧

1. 核燃料サイクル開発機構 東海事業所
2. 核燃料サイクル開発機構 大洗工学センター
3. 原子燃料工業株式会社 東海製造所
4. 東京大学大学院工学系研究科附属 原子力工学研究施設
5. 日本原子力研究所 東海研究所
6. 日本原子力研究所 大洗研究所
7. 日本原子力発電株式会社 東海発電所・東海第二発電所
8. 三菱原子燃料株式会社